

第二十七回 参議院商工委員会會議録第二二号

昭和三十一年十一月五日(火曜日)午前十一時十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 近藤 信一君
理事 青柳 秀夫君
高橋進太郎君
阿部 竹松君
相馬 助治君

委員

小澤久太郎君
小幡 治和君
大谷 實雄君
古池 信三君
小瀧 彬君
小西 英雄君
西川弥平治君
高橋 衛君
海野 三朗君
岡 三郎君
島 清君
梶原 茂嘉君
河野 謙三君
大竹平八郎君

内閣総理大臣

通商産業大臣

政府委員

内閣官房長官

法制局長官

通商産業

政務次官

中小企業庁長官

川上 爲治君

事務局長 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の會議に付した案件

○中小企業団体法案(内閣提出、衆議院送付)(第二十六回國會継続)

○中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(第二十六回國會継続)

○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(第二十六回國會継続)

○委員長(近藤信一君) これより委員會を開会いたします。

中小企業団体法案、中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案を一括して議題にいたします。

岸内閣総理大臣が御出席になりましたので、これより總理に対する質疑を行います。質疑の御通告に基き、順次御発言を許可いたします。

○岡三郎君 せっかく總理が御出席いだきましたので、前回の十月二十二日に開かれた商工委員會の質問並びに總理の答弁等の連関について最初に質疑を申し上げます。

岸總理は第五十五條の加入命令が憲法と矛盾するものでないと言っており、前回は阿部委員の質問に対して、總理は憲法において營業の自由が保障されていることは知っていると、しかしその自由も無制限なものではなく、公共の福祉に反する場合には制限してよいのだ、少数の員外者のために業界全体が危殆に瀕するようときは加入

を強制してもよいと速記録に述べております。梶原委員は、この点を行き過ぎた強制であるとして、業界全体が崩壊するような状態のときには規制命令があるの十分である、つまり中小企業安定法第二十九條、団体法案では第五十六條でいわれている規制命令があるから十分ではないか、何ゆえに加入命令というようにすることが必要になるのかという質問を出しております。これに對して、岸總理は、団体法案は安

定法のように業種を制限しない中小企業全体の千差万別の業種について適用するから十分で、自主的な組織によらなければならない、そこで加入を強制する、と答えております。しかし、重ねて梶原委員が、法を發動する場合は、それぞれ具体的なケースによるのだから、規制命令で十分なはずであるし、強制的に加入させなければ安定できないという懸念は存しないという意見を述べたが、これに對し總理は答えてはいません。

以上の点から見て、總理は「公共の福祉に反するような過当競争の場合にのみ加入命令を行ふ」、加入命令はきわめて千差万別の業種に發動するもので、アウト・サイダー命令では間に合わぬ、右のような意見になると思ひます。

そこで質問したい点は、まず第一点について伺ひますが、中小企業の過当競争が過度になって、業界全体が危殆に瀕するような事態が起つたときは、公共の福祉に反するという状態で

あることを認めることにするとしても、それを救うための手段がアウト・サイダー規制命令で足りるかどうかという点であります。岸總理は阿部君の質問に答えて、たとえば安定法あたりで員外者を規制命令を出して、そのために業界自体が安定して、そうして業界が健全な形において伸びておるといふ例は、神戸を中心としてのマツチその他においてもわれわれが実際に見ておるところで、これは十五ページの第一段にこう書いてあります、と言っているのでもわかる通り、員外規制命令でやれることを認めているわけ

です。従つて規制命令で目的は十分に達せられるということになるのではないでしようか。それをいいて憲法の規定を曲げてまで、なぜゆゑに加入命令によらんとするかは、梶原委員とともに本員としては理解に苦しむものであります。確かに加入命令の方が望ましいいかもしませんが、しかしそれは行き過ぎである、憲法でせつかく結社の自由を保障しているのだから、憲法を尊重する意思があるなら、できるだけ結社の自由を守るために、あえて加入命令まで行わずに、規制命令でがまんすべきであらうと思ひるのであります。

規制命令で足りるところを、なぜゆゑに加入命令としなければならぬか、これが本員としての質問点の第一であります。

○國務大臣(岸信介君) この強制、いわゆる強制加入の問題や、あるいは組合員外の規制命令と憲法との関係につ

きましては、従来いろいろと論議されたところであります。しかし、私どもはこれが公共の福祉に反するような場合におきまして、緊急の措置としてやる場合においては、ともにこの規制命令を出して、員外に対する規制命令でやる場合におきまして、あるいは組合に加入せしめるような強制加入の方法によりまして、私は憲法には違反しない、こう考えるのであります。しかし、そのやり方として、員外に對いたままで規制命令を出す場合と、組合に加入せしめて、組合員としてやるといふ二つの方法があるのであります。そのいずれの場合をとるか、あるいは加入をせしめないで、規制命令だけでたぐさんじやないかという意味の御意見であります。私は方法は二つありますが、どちらがこの中小企業の実態に即して望ましい形であるかというところを、各般の点から十分に研究してみたいと、やはり一時組合に入らして、組合員としての権利も持ち、真にこの組合が調整事業を自主的に行うという場合において、その人が外に

おつて規制だけ受けるというよりも、組合に入つて組合員としての権利も持ち、同時に調整事業にも服するといふやり方の方が、業界全体の状態から見るといふと、その方が望ましい、また、その方が円滑に調整事業を達成し得るといふ見地に立つて、実は今回のこの団体法においては、加入命令の形をとつておるわけでありまして、憲法上の疑義の点からいへば、やはり私は

両方とも、もし疑義を持つという見地からの議論をすれば、両方とも議論が成り立つのじゃないか。しかし、私どものように、この公共の必要性、いわゆる業体自体がそれによって危殆に瀕するといふような、過当競争のために瀕するといふ場合においては、そういう場合に、ある程度営業の自由が制限される、もしくはそういうふうな拘束を受けるということは、憲法違反にあらざるという立場をとって考えますという、中小企業の実態から見ても、ど

ちらがその目的を達するにふさわしいかという点を考えていくことがいいのじゃないか、かように考えます。

○岡三郎君 今公共の福祉という言葉が出たわけですが、本員としては、公共の福祉は規制命令ですでに守られているのであって、加入命令と公共の福祉は関係は私はないと思う。それで今の御答弁ですが、われわれとしては、憲法でせっかく結社の自由というものは保障されておるわけなんです、一方において規制命令で大体目的が達し得る、業界の不況というものを克服できると、憲法違反の疑いがあるとすれば、両方とも疑われるということならば、何もそれをダブってますます行為を重ねるというよりは私はどうかと思う。その点について総理はどうですか。

○国務大臣(岸信介君) こういう組合団体の組織というものを考えてみますと、私は、私は業者のこれは自主的な団体として、仕事は民主的に行われることが望ましい。お互いが業界の問題について協力をし、お互いが力を合わすといふことが、業界の繁栄のために望ましい一つの何であつて、それにはむ

しろそういうような過当競争によって事態が非常に混乱しておるといふことを救う意味におきまして、今言つていふように二つの方法があるのだが、どちらが望ましいかといふことになるならば、やはり組合員として仲間に入つて、そしてお互いが協力していくという自主的、民主的な方法を進める方が中小企業の実態に即し、また、それが将来円滑に行くゆえんである、かように考えております。

○岡三郎君 大体前回の答弁と総理の答弁を併せておらないと思ふのです。先ほど私が前回の速記録で要約して質問しておるわけですが、自主的に中小企業者が団体を結成して、そして事業の不況の克服に当るといふ点については異論はないわけですが、それはあくまでもやはり憲法の条章の精神を尊重して、営業の自由とか結社の自由、こういったものにやはりできるだけ背反しないように法規というものは作成されにやならぬ。それでおお業界の不況の克服ができないというならば、これはまた別でありまして、規制命令によつて員外者をも規制することができるといふものがあつて、なお総理は自主的にこういう団体といふものが作られることが望ましいと言つておきながら、なおその入らな

い者に対して加入命令を発するといふことは、これは矛盾ではないでしようか。自主的な団体の結成といふものは、やっぱり強制的に加盟することじやなくして、その業界が仕事を運営する場合において工合が悪いときに、規制命令でそれに綱をかぶせることができるわけですから、だから克服する手段としては私はそこにもうあると、

こういう判断のもとに立つて考えるならば、規制命令というのに対して私たちは、規制命令で目的を達し得るといふならば、自主的な団体の結成といふものについては、やはりこの点はどうかと思ふんですが、その点はどうか。

○国務大臣(岸信介君) この自主的といふことを言ふならば、言うまでもなく規制命令も強制加入命令もこれはほんとうの自主的な何ではないことであつて、みんなが業界の人が全部心を合わせ、力を合せて組合を何して、そこで過当競争を自分たちの力で押えていって業界が安定するといふことが、ほんとうの自主的な問題であらうと思ふ。しかし、日本の中小企業の現状からいって、大多数の人がそういう自主的な何を作つてやつていく場合に、少数の人がその自主的な組合に入つてこないといふ場合に、それでは規制命令で外部の組合に入らずに組合員外として規制だけを受けさせるというやり方も一つの方法でしよう。それから何の中へ入つてきて、そして組合員として、業界の一員として、その入ること自体に最初自主的ではなかつたけれども、中へ入つてきて組合員としての権利、義務を持つて、業界のつき合ひをし

て、そして目的を達するといふことはいくといふのがこの法案のねらいであつて、私は中小企業の実態を安定せしめ、それから将来のその業界をうまく繁榮せしめる意味から言ふといふと、最初にはいろいろな事情があつて組合に入らなかつたけれども、そして命令——組合員として中へ入つて、自主的な一人のやはり、同じにボートを持つて、そして仲間として協力をするといふことができてくれば、その方

がより業界の安定、より業界の繁榮のために望ましいことである。その方が私はいいといふのが、この法案のとつておる立場である、こう思います。

○岡三郎君 その点は、加入命令の方が望ましいかもしれないといふことは、私も指摘しておる通りなんです。ただし、先ほどから言つておるように、結社の自由なり営業の自由というものが、ここに明確に憲法の条章にうたわれておつて、そしてこういうふうな制限はできるだけ最小限度であることが望ましい、これはやっぱり憲法の精神だろうと思ふ。団体法案の中にも、その意味の条文が書いてあります

が、第十九条には調整規程が必要なる最小限度をこえないことを条件として認可すべしと、こう書いてある。しかるに加入命令は必要なる最小限度をこえていふことは私は思ふわけですが、その点はどうか。

○国務大臣(岸信介君) その点は私、先ほどからしばしばお答え申し上げておるうちに、私は必要なる限度をこえておらないという立場をとつておるわけですが、何だけでは、業界の実情から見れば外部における規制命令だけでは、十分に目的を達し得ることはできないといふことを前提としてこれを考えておるわけでありませう。

則もあるわけなんです。そういうふうにしてその業態のいわゆる不振の克服ができる、しかも今言つたように、最小限度に調整規程の場合においてもこれを締めていかなければならぬ、こういうふうなことを考えていふ場合に、今言つたように、総理が言つておるような二重にしなければならぬといふことが私にはわからない。それは入れた方が好ましいといふことはわかります。わかりませんが、それは憲法の建前からいふと、今言つたように、強制的に何でも入れ、こういう精神で私はないと思ふのです。ただし、ひねくれ者や、

そういうたほかのものがいて、どうしてもおれは入るのがイヤだ、これに手がつかなければこれは何ともならぬ、これは調整規程で手がつくといふことになるならば、営業の自由とか、あるいは結社の自由といふものに対して、やはり憲法の精神をやや犯すような方法でこういう条章といふものを二重にやる必要がないのじゃないかといふ、この点はどうしても総理の答弁ではわからないのですがね。つまり、私の言わんとするところは、今言つたように、中小企業の業態の克服ですね。そのためには二つの方法が確かにある、それを重ねてやつた方がいいか、

わからぬ、しかし、この法の精神からいへば、調整事業をやる場合においても、最小限度のワケを越えないようにしていかなければならぬといふことは、みんなそれぞれ尊重しているわけですね。それをあえてこの強制加入といふことを越えてあえてやらなければならぬといふわけがわからないのです。がね、その点は……。

○國務大臣(岸信介君) これは私の議

論と閣委員の御議論との相違でありま
すが、私はやはりあくまでも業態の真
の安定と、この目的を十分に達するた
めには、やはり組合員となつてそうし
て民主的にその一員として組合の事業
に服するというのが望ましいことであ
り、その方が千差万別の中小企業
の実態から申しますと、より実情
に合つてゐる、こういうふうに考へて
おります。憲法違反論の議論は、私は
議論をしていくならば、規制命令に、
員外の規制命令に対するものも議論と
しては組合に入らせることも、この憲
法の議論としては同じ面に立つので
あつて、そうしてそれが中小企業の実
態に合ひ、中小企業の将来の繁栄のた
めに適当であるというこの組合の加入
命令の方がやはり適切である、こうい
う見解をとつております。

○岡三郎君 どうもこのところや

堂々めぐりになりましたが、私の意見
は今言つたように、もう多くを言いま
せんが、憲法の疑いがあるとすれば両
方疑いがある、こう言う、それを重
ねて両方とも疑いのあるやつをやれ
ば、それは二つで一本の違反になると
いうふうな論もますます出てきます
が、私から言へば、つまり疑い
あるとするならば一つでいいじゃない
か、しかし疑いがないのだから二つ
やつてもいいというのを言うけれど
も、結局まあ自主的に業態というの
を一つのものにしていくという気持
の中から、入りたくないものを無理に
入れて、そうしてそれに対する方法が
なければ別だけれども、方法があるの
ですよ。何もあえてそれを、おそれ
あるものをわれわれは屋上屋を重ねる

必要はないのじゃないか。法の精神か

らいつても、最小限度に規制をしなけ
ればならぬというふうに言つておるわ
けなんですから、この点はもう総理
とちよつと見解の相違では済まされぬ
問題が私はあると思うのです。総理
自体も、この速記録の中で調整規程に
よつて実効を上げてゐるというこ
を明確に言つておるわけですからね。
この点は一つお考え願ひたいと思ひま
す。しかし、ここにどうもつておるこ
とを許されませんか先に進みます
が、この問題はあとに残します。委員
長の方で確認しておいてもらひたい。
次に、総理は阿部委員のこの種団体
に対する外国の立法例があるかとい
う質問に答へて、外国の立法例は知ら
ないが、日本では同業組合法、工業組
合法、商業組合法、輸出組合法がある
といひ、また梶原委員の質問に答へて、
重要物産同業組合法も強制加入であつ
たと言つておりますが、これらはい
れども戦前の立法でありまして、戦前
の憲法と今の憲法とは違つてゐると思
うのです。戦前には法律で個人の自由を
制限することは法律といふことも、
みだりに個人の自由を奪ふことは許さ
れない。この点岸総理に新憲法尊重の
精神があるかどうか、この意味を一つ
言つてもらひたいと思ふ。

○國務大臣(岸信介君) もちろん、旧

憲法の時代と今の何におきましては、
憲法上の議論は違つてくると思ひま
す。それからまた、外国の立法例にし
て、その議論からいいたしますと
いうと、その国の憲法の法文との関係
もありましようから、立法例につき
ましては、必ずしも同一であるかどう

かというところは言えないと思ひます。

御承知の通り、日本の新憲法のもとに
おきましても、弁護士法その他にお
いて強制加入を認めた、法律ではつきり
認めた法律もござります、公益、今
いつて公共の福祉の上からこうい
う制限を加へるということが、憲法
の、新憲法の趣旨にも私は反しない
といふ見地からこういふ規定をして
おるわけでございます。憲法、旧憲法の
何をそのまゝ新憲法のもとに私は解
釈をしようという意思ではないことは申
すまでもないことではあります。

○岡三郎君 時間がありませんから、

次に、総理が加入命令をやむを得ず
とする理由に、千差万別の業態に適用
すると言つてゐることは、この命令が
きつてまゐるにしか発動されないとい
ふ、今までの政府の答弁と私は食い
違つておるのではないか、こういふ
に考へるわけですね。商工組合の設立が
容易に認可されず、それから調整規程
の認可もきつては、よくよくの際でな
入命令のごときは、よくよくの際でな
ければ発動されないから、消費者が心
配するやうなことはないか、この
今までの答弁であつたわけですね。総理
の梶原委員に対する答弁を見ると、加
入命令は多種の業態にきつて容易
に出され、それだから、これを一々規
制命令の形でやつていくのに困難を生
ずるという制になるわけですね。規制
命令では規制し切れないほどひんぱん
に加入命令を出すということになる
と、消費者の心配は決して杞憂でない
というところになると思ひますが、こ
点どうですか。

○國務大臣(岸信介君) 私の答弁、こ

の前の梶原委員に対する答弁で、中小
企業の実態というものは千差万別であ
る、今度の商工組合の適用される何
が、従来の安定法のやうなく限られ
たものではなくなり、広く中小企業全
体にこの組合法、この組織法が適用さ
れる、従つて、中小企業の実態は、御
承知の通り千差万別であることは御承
知の通りであります。私は、そこに今
おあげになりましたが、容易にこの命
令を出すというやうに答弁をいたした
記憶はございません。速記録にそう出
ておりますれば私の誤りでありま
すが、業態がさういふふうな全部のもの
に適用される法制がここにしかれるわ
けですから、現実に出す場合におきま
しては、それは慎重にあらゆる事柄を
検討してこれをやらなければならませ
んけれども、今予定してゐる、この業
種を指定して、限定して出しておる中
小企業安定法のやうな、限られた事業
だけにこの組織法が適用されるわけ
でもないし、だからどういふ実態が起
てくるかは、さういふ千差万別の中小
企業の実態から見、実際に起つてく
る事例が、どの事業に、どういふ業態
で起つてくるかといふことを事前に予
定してゐることが非常にむずかしいは
ど、中小企業の実態といふものは千差
万別であるといふことを申し上げたつ
もりなんです。従つて、強制命令を出
す場合におきましては、これは慎重に
十分検討しなければならぬと思ひま
す、決してこれを容易に数限りなく出
すといふやうな意味で申したわけでは
ないのではありません。

○岡三郎君 どうも時間が少し足りな

いけれども、この点は次にさらに私の
方としても検討して御質疑を申し上げ

たいと思ひますが、大体今の総理の答

弁で趣旨はわかりました。
次に、この千差万別の業態で規制命
令ではだめだといふものに対して、こ
れは今の総理の答弁でわかつたわけ
ですが、総理は十分監督官庁において、
人事並びに業務の執行にまで監督をし
ていかなければならぬと言つてゐるわ
けです、この前の答弁で、それだけに
行政能力を拡充できるならば規制命令
でやつていけるはずじゃないかと私は
思ひました。だからこれは前の答弁
とちよつと質問がダブつてきておりま
すが、今の総理の言でいへば、まあ慎
重にさういふものはやつていけるの
だから、さう乱発はしないといふふう
にとれたわけですが、しかし人事並び
に業務の執行にまで監督していかな
ければならぬと言つてゐる建前上、規制
命令でやつていけるはずであるといふ
うに私は考へるわけですね。ことに現
在の安定法第二十九条には第二項の命
令というものがあつて規制を組合にや
らせることもできることになつておる
といふこと、私の趣旨はおわかりのこと
と思ひますが、とにかく規制命令でも
非常に幅がある。さういふことで規制
命令のやり方いかんによつては、相当
大きな問題が起る。だから最小限度、
発動するときには注意しなければなら
ぬ。それは規制命令といふものは効
力があると私は思つておるわけですね。
ですからさういふふうな点で、こ
ういつた強制加入の命令と規制命令とい
ふものをダブつてやる必要は私はない
といふ見解に立つておりますが、これ
は重複しますからきようはこの程度に
これはとめておきます。これはさら

に私は速記録を精査して、次回に御質問したいと思います。

次に、安定法では業種をしぼってお
るわけですが、今回は業種をしぼって
おらぬ、多種多様なものにこれを発動
するわけですが、問題の角度を変え
てちよつと伺います、私はやはりこ
ういうふうな団体法をこれから実
施する場合において、業種というもの
を規制する必要があるのではない

かと、こういうふうに思うのですが、総理はどう考えますか。ちよつと角度が違いますが、いろいろ無制限に各種各様の業種というものに発動するのは、何としても幅が広過ぎるから、やはり業種というものをしぼっていくという考え方も私は一つあると思う。こういう点について総理はどう考えますか。

○國務大臣(岸信介) この組合の業種につきましては、結局業界の定款その他でこの組合がどういう業種の人を網羅するかということがきまるわけですが、今日本の中小企業の実況を見ますと、御承知のように非常に範囲も広く、また業種も複雑でございます、これを政令等においてしぼつてやるというところでありますという、なかなか実情に適合したようにはいきまいと思ひます。やはり組合の定款等において、その組合に加入する人の資格をきめる場合のなにかと云ふということが、中小企業の実態からいつて適当であらう、こう思つております。

○岡三郎君 次に、具体的に一つ伺いますが、たとえば新聞のような公共的性格の強い業種、これが末端の配達を受け持つてゐるわけです。配達を受け持つてゐる販売店がこの法律によつて

組織化されて、本社に対し団体交渉権を持つていたずらに対立的な行爲をするようになった場合、非常に民主主義の基礎をなすところの言論、報道の使命に重大な危険があると感じておる人々も多いわけですが、これに対しては政令その他運用面の規定において考慮するということがあつてしかるべきだと思ひますが、この点はどうでしよう。

○国務大臣(岸信介君) 新聞の販売業者が組合を作つて、そうして本社との間で団体交渉その他によつてやるというような事態は、これは組合が発達してきて、そういふふうなことになることはもちろんだと思ひます。ただ第九条のいわゆる不況要件というものを、それが現実には備えておるかどうかということ、やはり考えていかなければならぬ、かように思ひます。

これはいろいろと配達料の問題がある
と思う、こゝろいつた問題で業者の強力
なる団体交渉によつて目的が貫徹され
ないという場合に、新聞の配達等を中
止するという事によつてその目的を
達しようという問題が起つたときに、
これは新聞社だけでなくして購読者自
体が相当影響を受ける問題で、もしも
そういう方法で目的を貫徹するといふ
ときには、それが善いて購読料の値上

げに循環してくる心配なきにしもあらずと思いますが、こういう公共的色彩の強い業態には、私はやはり政令面等で十分考慮する必要があると思うのですが、その点いかがでしょう。

○国務大臣(岸信介) もちろん、われわれは中小企業団体法が施行されるとして、一般の公共の利益とこれらの組合の活動との関係における問題をどういふふうに監督し調整していくかとい

の立場の利益を擁護していくという意
味における監督といえますか、政府の
これに対する処置につきましては、政
令等において適当に処置していかねば
ならぬ、かように思っております。

○岡三郎君　時間も来ましたので、ど
うも切れ切れになって不本意ですが、
やむを得ぬと思いますが、次に一点だ
け質問してやめますが、今独禁法の改
正が大きな問題として登場しておるわ

けですが、聞くところによれば、この独禁法の改正によって大企業の価格統制とか、生産規制、こういうものも考えられておるといふふうに聞いております。そうするというと、ますます中小企業に対する圧迫なり、あるいはこれが消費者に対する圧迫ということも大きく懸念されるわけですが、今その中小企業団体の生きる道というものを考えていった場合に、中小企業が商工

の金利は相当われわれが想像する以上に高くなつてきていると思ひます。こゝういふ点についてもやはり根本的源泉的に考えるならば、一歩進んで金融という面についての金利をどうしてやろうかという、そういう配慮がなければ、私はやはり根本的な中小企業者に対する救済にはならぬと思ひますが、これほどうろお考えになりますか。

○國務大臣(岸信介君) お話しの内容

り、中小企業の金融の問題、全体の金融の円滑にいくという金融量の問題と、それから現実の金融条件である利率の問題は、ともに中小企業の金融としては大きな問題であると思います。私はこの金利をなるべく下げると言うことは、もちろん中小企業に対して考えていかなければならない。それにはやはり資金コストの安い財政資金等なるべく中小企業に回していく。今、

の続きの質問をいたしたいと思つてお
ります。

総理は全国遊説をやらしまして、そ
うして至るところの演説会場で民主主
義を守らなければならないということ
を強調をしておられます。民主主義と
いうものは、私の承知しておるところ
によりますと、上から与えるものでは
ございません。民主主義の原則という
ものは、自主的に組織をして、自主的に
経済的活動をやつて、自主的に生活の
安定と向上を期待するといふところに

民主主義の基本的理念があるわけでありまゝ。ところが、この法案をながめてみますると、総理の、民主主義を守らなければならないという理念というものとは、およそ縁の遠いところの条文となつて現われてきておるのであります。それは中小企業の安定をよからなす。

ければならない」ということは、政策的にだれも異存はございません。これは政策の問題でございます。そこで、岸さんのあなたの内閣の時代において中小企業の安定が期せられなくて不安定であるといったしますならば、私をして率

直に言わしめていただきますならば、それは岸内閣の中小企業に対する政策の貧困であると思います。それは中小企業の安定を期するということが法律の第一条の目的でございます。そこで安定を期するということは、これは政策の問題でございます。その政策を遂

行するために業者を組織化するという
こと。組織という問題はこれは民主主
義の原則でございますので、この組
織の問題は業者の独自の考え方によ
って組織されなければならないと思い
ます。そこで、説明を承わっておりま

でも、中小企業者には組織がない。農民には農民組合がある、それから労働者には労働組合がある、憲法二十八条による団結権に基いて、団体交渉権が憲法に保障されております。そこで中小企業者は、その組織がはなはだ微弱である、従つて組織を与えるということが一番必要であるということが、二十六国会の当時の政府の説明になつてゐるわけでありませう。大黒柱になつております。これに私たちは異存はございません。中小企業者の諸君に組織を与えるということは、何も官制的に統制をして与えるということ、これはボスの支配によつて与えるということの意味するものではないと思ひます。どこまでも組織というものは民主的で、自主的でないならばならないと思ひます。組織ができるような法的条件を与えるということだと思ひます。中小企業が組織を必要とするということは、中小企業者をして法の権力によつて組織させるということではなくて、中小企業者が組織を必要とする場合には、中小企業者に組織し得るような法律的条件を与えるということではないと思ひます。もし条件を与えるといふこと、中小企業者の意思のいかんにかかわらず組織して、そしてなにかの組織的な行動をなさしめるといふことは、これは別個でなければならぬと思ひます。これは民主主義の原則からいひましたら、区別されなければならぬ問題だと考へます。ところが、総理の説明を承つておきますと、その中小企業者に法律的な条件を与えるといふこと、さらに中小企業者を組織して、さらにこれに力を与

えるといふことを混同されて御答弁になつておられるように私は思ふのであります。そこで、私の考え方によりますと、この法律の第一条からいひましたら、この法律の目的といふものは、中小企業者が過度の競争で不安定になつた場合に、これを不況要件、第九条によりまして、何とかこれが安定するようにはからなければならぬといふものでありますから、これはどこまでも政策的な問題でなければならぬと思ひます。ところが、憲法の保障の自由といふ問題は、これは政策的な問題ではございません。これはやはり基本的な問題であると思ひます。そこで政策的な、一時的な立場から、基本的に憲法に保障するところの自由な権利を、これを公共の福祉のためにとつて、総理は上からの力によつて、そして民主的でない形で、官僚統制になるか、あるいはボス支配になるかはわかりませんが、いずれにいたしましても民主的でない形において、政策的に、憲法で保障するものを侵害されておやりにならうとされる。そのことについて私はもっと明快に一つ御答弁を願ひたいといふことが第一点。

さらに組織力、組織ができるような法的条件を与えておいて、不況を克服する。その不況をもたらししておりますところの条件の最大なるものの一つに、大企業からの圧迫といふものがございまして。従ひましてその大企業からの圧迫に対しては、中小企業者とその組織力によつて行動できる、その行動といふものが団体交渉権であるといふてうたわれております。しかしながら、本法の規定するところによりまするといふと、本法二十九条は大企業は団体交渉に誠意をもつて応じなければならぬと規定をいたしておられますけれども、しからば応じなかつた場合にどうするかという罰則は規定されておられません。これは私は頭を隠して尻を隠さないといふような形のものだと思ひます。ほんとうに中小企業者の団体交渉権を与えて、さらに九条に規定するところの不況要件を克服して、いこうとするのは、最も今中小企業者に圧迫を加えておられますところの大企業との団体交渉をもつと有効に、これが効率に活動できるようにしなければならぬと思ひます。そこに私はあなたの内閣の保守性といひましようか、それを現わしまして、それから大企業にはいつまでも誠意をもつて応じておるような形で、それを応じなかつたつて罰則の規定がないと、こつたやうな矛盾が現われてきておるよう思ひます。そこで、この団体交渉に應じないものに対してさらに罰則を加えて不況要件の克服をもつと強固にやらせる必要があるのではないかと、こつたやうにふらふらに考へられますが、総理はどういうふうにお考へであるか、さしあたりこの二点についてお答をいたしたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介) 御説のように純粹の憲法論と政策論とを混同すべきものではないことは、御説の通りだと思ひます。従つてある一つの規定を設けることが憲法違反であるかどうかといふことは、やはり純法律論として研究すべきものであることは言ひ待ちません。従ひまして私は先ほどから申し上げてゐるやうに、私どもは憲法違反にあらずといふ純粹の法律論の解釈をしておるわけでありませう。そうしてこつたやうな組合が民主的に下から盛り上つて自主的にできなければならぬ。そして法律はそののでき得る各種の環境といひますか、客観的条件を作つてやるべきだ、そして民主的にできるべきであるといふお話しも私は全然同感であります。ただ、中小企業の実態から見ますといふと、さういふ条件として業者の人が団結し、組織を作らうとしても、少数の人が結局外にあつてその調整事業にも従わないといふ状態、これはどうにもしようがないのだといふことであらば、組合をせつかく作つてみたつて目的を達成することができないといふことで、結局自主的な組合ができないといふことになると思ひます。従つてさういふ意味において私どもはこの業界全体の利益のために緊急やむを得ない場合において強制命令を出し得るといふやうな条件を与えまして、そして自主的に組合ができ上るといふことを助長するといふ態度をとつておるわけでありまして、決して今御説のように民主主義といふこととわれわれ矛盾するものではない、かように考へております。

第二点のこの団体交渉に應じなかつた場合にはどうするかといふことではあります。これは実はすべての団体交渉といふものが、これは交渉ですから、必ずしも中小企業の主張が全部団体としてやつてゐるが百パーセントにそれが皆正しいといふわけにはいかぬと思ひます。ただ、相手方がさういふ交渉に対して誠意をもつて応じないといふやうな態度であることは、これは産業の平和のため望ましくないことであるから、あくまでも誠意を尽してさらに団体交渉に應じて適當な業者が満足するやうな結果を収結するといふのが、団体交渉のねらいでありまして、これに罰則を付してどうするといふ性質のものではないと私はかように思つております。

○島清君 御説明はわかるやうでわかりませんが、わかつたのであります。さういふことにならうかと思ひますが、それはまた担当大臣に後日たすことになつたので、基本的な問題でございまして、総理にお答をいたしたいと思ひます。これは、総理は公共の福祉のためにといふて、その意味で憲法二十八条に規定いたします労働組合の団結権、団体交渉権に総理の所属されます政党内閣においてストライキ権を制限されたのであります。これはわれわれは当時反対をいたしましたけれども、私が考へますに、たとえ企業経営の中でストライキが起つたといひます。さういひましたら、たとえ石炭にいたしましても、さうですが、まあ電気事業は公共の福祉に影響があるといふので、ストライキが制限されておりますが、私はこつたやうなことは経営者の責任だと思ひまして、ストライキをやる労働組合の労働者の責任ではないと思ひます。私はさう思ひます。そこでかりにストライキをやつたからといって、会社が損をするといふことは、これは財産権については憲法二十九条でございまして、これに規定をされております。財産権は当然に憲法に規定するところの基本的権利でございまして、けれども、しかしながら企業からあがつて参ります

ところの収益を保障しなければならぬといふのは、憲法のどの条項にもございせん。ストライキをやつて会社の方が赤字になつたと、収益があらなかつたといふことは、これは経営者の方の責任でございまして、労働者の責任ではございせん。しかしながら、それでもあなたの所屬をされまして、ところの政党内閣におきまして、あなたの直接の責任ではございせんけれども、とにかく憲法の規定いたしますところのストライキ権というものを制限されておられます。これも公共の福祉の名において制限されておられるわけでありまして、一方においてはこういったような財産権を守るような形で収益権を、憲法に規定しないところの収益権を守るような法律をやたらに出しになっておられます。首をかき上げておられるようでございますが、説明が不十分であれば説明いたしますけれども、そこでも公共の福祉の名においてこういう工合に一方においては労働者のストライキ権を制限されて、片方においては政策的な貧困をカバーして、そして官僚統制で中小企業の諸君の安定に名をかりて官僚統制といひますか、ボスの支配といひますか、そういうことをこの法律は考へておる。そこで全国の消費者の諸君はこのことについては反対をされている。このことは私はあなたの政考の方の中に矛盾があるように思ふのです。この矛盾のことについてお感じにならないかどうかいふことを一ぺんお聞きしたいといふことと、さらに、中小企業の組織化の問題が促進されて参りましたことは、こういう工合に労働者諸君のストライキをする、たとえば国鉄の方で

新潟闘争が行われたときにスイカが腐つて、青物が腐つてそこで農民は損害をしたからといって労働組合でありますか、国鉄組合でありますか、損害賠償の提訴をやるというように聞いております。そこで中小企業者は団結して交渉に当らなければならぬといふようなことも、ある程度PRをされること、こういったような法案の作成にあつては、かりにストライキが起つて、中小企業者が損害を与えた、他の何ら関係のない諸君にストライキが起つたことによつて損害を与えた、こういう事態があつた。ところが、その損害が起つたといふのは、まあ労働者が悪いので、お前たちはストライキをやつてはいかぬといふて公共の福祉の名においてストライキ権を制限されている。そこで、私はお聞きしたいことは、かりにストライキが起つたことが労働者の責任であるといひますならば、百歩を譲つて、労働者も経営者も同一の責任である、そこで同一の責任であるから、公共の福祉のためにこのストライキが起つた場合には、起つて他の産業に損失を与えた場合には、他の産業、中小企業ですが、農民も含めて、損失を与えた場合には、公共の福祉の名においてこの損害を補償せしむる考へてもよろしいのじやないか。私は中小企業者の安定、救済といふことを憲法の保障する自由を保障されなことを強制加入をされるというやうなことでありますならば、当然に中小企業者を救うという安定の策として、ストライキが一方に起つて中小企業者

の諸君に送電がない、損害をした、そうすると損いたしますといふと、中小企業者の諸君は困つてくるわけでありまして、与えた場合にはさらに東電さんなら東電さん、電気事業経営者の諸君がその与えた損害に対して損害を補償するといふやうなことがあつて初めて私はこの大企業からの圧迫を救済をする中小企業の救済策である、こういうことが一貫して言ひ得ると思ひます。ただ、ストライキが起ると、中小企業者は困る、さらに労働者があれば損失を与えたのだから、あれはストライキの制限をしなさい、こういったやうなことにいつての考へ方の非常にまちまちである、一貫しないといふことを私はこの本法案の精神と、さらに従来あなたの政考がとつてこれらに就いてはあなたの政考に非常な矛盾を感じるわけでございますが、端的に申し上げますといふと、今禁止されておりますところの公共事業の性格のものストライキを禁止しておりますその業体が、かりにストライキをやつて、その中小企業の諸君に損害を与えた場合には、さらにその中小企業の受けた損害をその業体が補償するといふやうなことの法律をお作りになる考へ方はないかどうか。ということは、私はその労働者の制限をされておりますところのストライキ権を解除いたしましたして、ストライキが起つて、その中小企業者に損害が及んだ場合には、その損害を補償するといふやうなことの法律を制定される考へはないかどうか。私は中小企業政策を進めて参ります場合には、まずもつてこれをお取り上げにならなければ、ほんとうに中小企業の親身になつてこの安定と向上をはかつて

やるのだといふやうなことの理論的な一貫性を発見するわけにも参りませんので、この点について御説明をわすらわしいと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) 電気事業やあるいは石炭についてこのストライキが禁止されておる、この法制が国会におきましていろいろと論議されて、これが一般公共に影響するところが非常に大きいから、これが制限されているといふいきさつは、御承知の通りであります。私はこれは必ずしもその中小企業に対するだけじゃないに、大企業もあるいは一般、そういう事業に關係していない一般私人も広く、この程度は違ひありませんが、広く電気事業やあるいは石炭といふものについては影響力を持つておるのであります。従つて今中小企業の保護のために、これらのストライキ権を制限しているやつをやめて、そうしてむしろ損害賠償の規定に直せといふやうな御趣旨であります。私もそれはさういふやうな見解には実は立つておりません。中小企業は中小企業として、いろいろうな団体法によつてその自主的な立場を組織力によつて固めていく、そこに大企業との調整も自然にできてくることであるし、われわれは金融その他企業の経営の改善といふものも組織を中心にして、それを基礎としていろいろな施設、政策を行なつていくといふことによつて、中小企業を繁榮せしめようといふことを考へておるわけでありまして、今の労働組合のストライキ権と關係して何らかの立法をして、中小企業に損害賠償請求権を与えるといふやうな立法につきましては考へておりません。

○梶原茂嘉君 岡委員の質問に關連するのであります。強制加入が憲法違反の疑いありとすれば、員外規制命令も同じく憲法違反の疑いがあると言われます。総理の論議は、問題の所在をかわされるものであつて、どうして私は理解ができません。なお、強制加入によつて自主的な組合のあり方を立てる、また強制加入によつて民主的な組合のあり方を期待するといふは言われるのでありますけれども、これはおおよそ逆であらうと私は考へるのであります。組合の立場から申せば、しかし、以上は見解の相違でありまして、から、この際、答弁を私は期待いたしません。御質問を申し上げたい第一点は、本法発効の基準の点であります。本法が発効されますのは、組合設立の場合にはもちろんのこと、その他の場合においても不況要件にかかっているものであります。そうして不況要件は中小企業者の競争が正常の程度をこえて行われる場合に限定されておるのであります。この正常の程度をいふ、こゝにないといふことは、こゝに表現は常識的に考へてみても、現実にこれを把握することが、私、非常に困難であると思ひます。総理はこの委員会においても、また、本会議におきまして施政方針演説においても、過度の競争という表現を使われておるのであります。過度の競争といふことであります。これは常識的にも一応見当がつくのであります。安定法におきましては御承知の通りに安定法発動の基準といふものは、過度の、行き過ぎた競争といふところに線を引いてゐるのであります。私これはきわめて妥当なことと思ひます。何かゆ

えに安定法における過度の競争、すなわち常識的に考えて把握し得る一つの基準というものを捨てて、きわめてつかみにくい正常な程度をこえるという表現に変えられたか、その点についての御見解を伺いたい。これは私本法の実施の上においてきわめて重要な問題だと思ひますので、あえて総理の御見解を伺う次第であります。

○国務大臣(岸信介君) 詳しくは法制局長官から、用語の問題としては御説明願ひたいと思ひますが、私は過度の競争という言葉と、今の正常な程度をこえてというのとは、同じ趣旨だと思ひますが、一つな法的用語の用言のなんですから、その点について法制局長官からお答えいたします。

○政府委員(林修三君) 今総理が御答弁になつたことで尽きると思ひますが、さういふことは、結局非常に度をこえたということでございますから、やはり過度といふことになるのじやないか、かように考えるわけでございます。

○榎原茂嘉君 総理が過度の競争というのと、正常な程度を越えたというのと大体同様なことであるという御見解であります。もしさうだとすれば、むしろ常識的にわかりやすい表現を用いることが、多数の中小企業者が対象でありますだけに好ましいことだと私は思ひます。それから第二点は、これも、これは通産大臣に聞くべき筋かも知れませんが、本法の運用されるときに、どういふふうに通産されるかについてきわめて重要でありますので、総理に伺ひたいのであります。商店街組合のことです。

商店街組合は御承知のように、自然発生的に各地に行われまして、その数もきわめて多いことと思ひます。かつ一面において消費者に密接に接している組織であります。ただ、しかも行政地域の点から見ると、行政上の最小の単位にもならないかと思ひます。現在一般の原則といたしまして、御承知のように各地の商店街組合が本法により統制的な強力な組合になり得る期待を相持つておる。また、一面においてこの不況要件の前提から見ますと、さうさう本法に基づく組合ができてさうにも思ひない。それで私総理の見通しを聞くのであります。が、どの程度一体商店街組合なるものが本法によつてさしあたりできるであろうか、この見通しであります。相当できるのか、それともこれに該当する商店街組合というものは少いのか、私自身も実は見通しがつかないのであります。その点を一見通しでけつこうでありますから伺ひたい。

それと商店街組合において行われる規制事業というものはどういふものであろうか、どういふものが規制事業とて商店街組合において行われるのであろうかといふことであります。これもちよつと想定することが、私自身に非常に困難でありまして、いづれもこれは多数消費者にとつてきわめて重要な関係にありますので、総理から伺ひたい。

○国務大臣(岸信介君) 私この商店街組合の実情及び今の御質問のような見通し、それからその内容等につきましても、実は事実について御説明するだけの何を持つておりませんから、通産大臣をして答弁させます。

○榎原茂嘉君 通産大臣にまたお伺ひする機会があると思ひますから、この問題は別の機会でけつこうでありますけれども、御承知のように安定法と違つて今回の団体法は範囲が非常に広くなりまして、流通面が新しく加つたのであります。しかもその流通面においては、先般総理も言われましたように、以前においては同業組合とか商業組合等があつて、卸あるいは小売屋と申しますか、さういふ面は相当さういふ組織によつて運営されておつた。ところが、今度は非常に広い範囲に商業者が入るのでございます。個々の物資についての流通機構としての小売、卸その他につきましても一応見当もつくのであります。が、事商店街となりまして、多様な業種が軒を並べておるわけでありまして、従いまして総理もこの前言われましたように、過去において何らの法的団体としての訓練、経験も少いかと思ひます。さういふ点が、今回のこの法律によつて非常に強力なる統制団体になり得るのであります。

しかも先ほど申しましたように、消費者の立場から見れば、それが最も親近感のある関係にあるわけでございます。この商店街の組合において、たとへば営業の時間を規制するといふことも言われておるのであります。それも一つの規制事業の内容にもあろうかと思ひます。さういふわけでありまして、さういふふうな考え方といふものは、むしろ新しく商店街組合法といふものは、あるいは商店街組合法といふものは、さういふものを立法をして、別個の観点から労働基準法とも考えあわせて規格されるべき性質のものではなからうか、

かように私は考えるのであります。総理におかれましては、本法の重要性から見て、さういふ点についても十分一つ御検討をお願いしたいと思ひます。それから次に火災共済の問題であります。これは政府提案ではないので、春日議員に御質問をする予定でもありませんが、まだその機会が得られないのであります。政府としても重要な責任がありますので、お伺ひするわけでありまして、火災共済の案によりまして、これはやはり協同組織を基本にする組合方式によつて実行されるのであります。しかしながら、一県一つといふことになつておるのであります。

しかも自治体において、これに對して損失補償等が想定をされておるのであります。この立て方自体をどういふことというわけではございませんが、多分に公的色彩と申しますか、公共的色彩を帯びておるという印象を私受けるのであります。それで総理に伺ひたいのは、社会保険の關係あるいは社会保険の観点等から見まして、さういふ中小企業、なかんずく勤労者大衆等を対象にしての火災共済といふものは、健康保険において、御承知のように組合管掌の保険制度がある、あるいは国民健康保険制度があつて、社会保険制度の大きな役割を持つておるのであります。が、自主的な協同組合組織による火災共済と、特に一県一つといふことになれば、一歩進めると申しますか、社会保険の観点から考えらるべき問題ではなからうか、かように私は思ひます。将来の社会保険制度のお考えになるか、その点を一つ伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) 火災保険につきましては、共済組合でもつて、共済組合を基礎としてこれを行つていふことにつきましても、いろいろ御議論もあることと思ひます。しかし、一般の火災保険事業として従来カバールしておる状況を見ますと、さういふふうな中小企業等に對しまして、十分にいていないといふやうな実情もありまうから、この組合で共済的にこれをやろうといふ考えが出たわけであると思ひますが、將來どういふふうにかこれを持つていくかという問題につきましては、いろいろ今後の問題として政府としても研究しなければならぬと思ひております。一般の健康保険やその他の社会保険とこれを直ちに同一に見ていくといふこともいかに思ひます。ありますが、この商工中小企業者の全体の利益、共同の一つの仕事として本法の中に共済組合の火災保険が入れられておりますので、將來その運用と見合はして、一般社会保険制度とも関連させて検討すべきものである、今結論的にどうするといふ政府として案を持つておるわけではございません。

○榎原茂嘉君 協同組合の方式でいく場合には、むしろ複数主義が適当ではなからうかと思ひますが、府県において火災共済組合は一つだといふところに、私の質問をした意味合いがあるのではありません。十分御検討を今後お願いしたいと思ひます。

それから最後に環境衛生法との関連の点をお伺ひしたいのであります。国会が、衆議院といわず参議院といわず、その立法活動が漸次活発になつて参りましたことは、これは民主政治のあり方からいって、非常に好ましいこ

ということ、これが業界を安定せしめる一つの基本になるわけでありまして、業界が不安定であるならば、これに

できないし、あるいは企業の経営の合理化であるとかあるいはいろんな技術の改善というよりなことを行おうとしました。業界自体が不安定であり、あるいは業界がその結果共倒れというよりな状況でありましては、これに対する処置ができないわけでありまして、従いましてそういう意味においてこの組織が基礎であり、この団体を作ることをかねて研究しておたわけでありまして、御懸念のようない、これが一種の力によってファッショ化するというよりなことになることは、これは民主主義の原則からいいますと、われわれは十分に戒心しなければならぬことは言うまでもありませんが、現在のところ、われわれがこの案を出して、この案の御審議を願つておる上におきまして、そういう見地に立つものでは全然ない、またこの団体ができました上におきまして、さらにこれが一部の業者の、いわゆる世間で言われる、ボストというよりなものの支配のもとに、多数の業者が困るというよりな事態が起つてもこれはいけないことであります。

十分その組織ができました上における運用と人事等につきましても、これは民主主義の本来に徹してこれが自主的な、民主的な団体として、組織として発達していかなければならぬ、かように考えております。

○大竹平八郎君 次に、私は法文についてたくさん疑義を持っておるものであります。これを総理に一々お聞きすることは、これは差し控えますが、ただ一点、これはもし総理が御答弁できないならば、法制局長官からお聞き下さつてお答え願いたいと思ひます。が、この中小企業者の定義の中に、す

なわち第五条でございしますが、第五条の中に、「『中小企業者』とは、次の各号の一に該当する者をいう。」といふので、この資本金というものが全然うたつていないのであります。人数三百人以下の者であつて、工業、鉱業、土木、建築、その他であるのであります。御承知のように最近の日本の工業というものは非常に変り方を示しておるのであります。現に私も最近新潟方面に国会の出張で参りました日本瓦斯化学工業の経営いたします硫酸工場のこと、き、どう見ても地方一流の大会社であるのであります。ところが、実際におきましては人数は三百人ないのであります。それがあの大事業といふものを経営しておるのでございします。で、そういう意味からいいますと、ただ人数だけを考えますといふと、あの大工業もまた中小企業の中に入る、こゝろいうふうに私も解釈はできません。これはどうしてもいふゆる中小企業の資本の定義で一千万円とかいふよりなものをうたうのが本筋じゃないかと、かように考えるのであります。この法文についての質問は譲りますが、これだけはきわめて重大な、これはもうこゝろで参ります。と、大企業の特別すぐれた技術陣によつて、中小工業といふものは壊滅をするのであります。この点を一つ、これはぜひ総理の口からお答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) 五条には御指摘のように資本の制限はあげておりません。この組合の使用する使用人の数、従業員の数、一つの標準としてあげておられますが、いろいろな企業の性質上、あるいはこれだけの少数の人で

もつて相当大きな規模の仕事をしておるといふ場合も、もちろんあると思ひます。しかし、この組合の組織自体は大きい、組合員としてはその事業の大きさいかににかかわらず民主的な組合でありますから、すべての表決権等はほんなじ形であつておるもので、決して御心配のようない、それに大きなものが入るから、非常に中小企業がそのために絶滅するといふよりなことは、私も予想をいたしておらないのであります。なお、資本の制限といふことをいろいろ研究をされたよりであります。が、実際の例にあつてはめて考えてみまして、技術的にこれを制限することは非常にむづかしいといふことが、これにあげなかつた一つの理由になつておるよりであります。

○大竹平八郎君 今の点は、いずれまた通産大臣からお聞きすることにしたとして、次に参りますが、政府がしるばる御答弁をせられておることは、消費者からの声といひまして、商工組合ができれば、いろいろな物が高くなつていくのじゃないかといふことにつきます。政府は、原材料を安く仕入れるから、物価が上らないといふより御答弁をせられておるのであります。これはまた非常に独禁法の改正の問題といふいろいろな関連をいたしまして、聞くところによりますといふと、中小企業自体に對しては、この独禁法の適用云々といふよりなこともござい

○国務大臣(岸信介君) 独禁法につきましては、これは日本の産業民主化の大きな法律の一つでありまして、申すまでもなく施行後十年もたちまして、いろいろその間に経済界の変遷等も経てきております。これに対する改正論といひます。いろいろな議論も民間各方面から、ことに財界方面から出ていることも、御承知の通りであります。政府としてはこれらの問題を取り上げて、とにかく根本的に検討してみたいといふのが、今の時期として適當であると考えまして、その方の権威者を網羅した審議会を作つて今審議をしております。政府として、ある案を持つてこれに臨んでおるわけではございせん。十分審議会の自由な調査、審議の結果に基いて考慮したいといふつもりであります。世間で言われてい

るよりな、これを改正する、もしくはカルテルをいろいろな広い範囲において作るという意図のもとに、審議会を作つておるというよりなことが宣伝されておるかもしれませんが、絶対に政府はそういう考えではございせん。

○大竹平八郎君 時間も参りましたから、私は最後にきわめて重大なことをお尋ねをいたしたいと思ひます。が、この本案の審議に当りまして、一番大きな問題になりますのは、例の五十五條の強制加入の問題でございまして、この点は先般の私は本会議におきまして、総理よりまあ御説明願つたわけなんでもございしますが、私はこの法律が政党政派をこえまして、何とか一日も早くに成立をさせたといふことは、これはもう皆さんも心から同意をせられることだらうと思ひます。が、従いましてその賛否の立場をこえまして、立法上かつ

憲法上かように疑義の存しますことは、これは各委員の連日にわたりますところの協議において明らかでありますが、これにつきまして政府はこゝろいうよりなことを、この状況を無視をいたしまして、あくまでも五十五條の固執をしようといふよりな態度でございしようか。あるいはまた、委員会におきまして、五十五條修正の有力な意見が出るというよりなことになるならば、特に政府がこの際耳を傾けて、そうしてお考えを下さるものかどうか。これはきわめて重大な問題でございします。で、総理からお聞きをいたしまして、時間も参りましたから、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) 五十五條のいふゆる強制加入の規定は、実はこの法律におきましては、きわめて重要な規定でございまして、私もこの団体の法の成立を願つておるのにつきます。は、この五十五條の規定は政府の考えではその眼目の一つであると思ひます。お尋ねをいたしまして、(「世論は二つに分れておる、世論は」と呼ぶ者あり)もちろん、政府は、これは政府の希望であり、政府の、われわれの説明も、従つていふ御意見がいろいろとあります。のに対しては、われわれの所信は一貫して申し上げておることも、この規定がきわめて重要であるといふ点に立つておるわけでありまして、政府としては、ぜひ一つ御審議の結果、この規定を存続して御通過をいただくよりなお願いをしておるわけでありまして。

○相馬助治君 最後に、私は一べん社会党の立場から首相に特段念を押して

お尋ねしておきたいと思うのです。本日岡、島、堀原、大竹、いずれの諸委員からも、五十五条に関連をいたしまして質問が行われましたが、首相は従前の立場を固執されました、五十五条は違憲の疑いはないと政府は考えるがゆえに、これをこのままにして、衆議院修正案通り一つ成立せしめたいと、こういうふうに申されております。これは従前の立場からよくわかりますが、しかし、ここではっきりいたしておきますことは、この団体法について賛否の立場をこえて、憲法上疑義の存することはいない事実でございます。世論もまた、この五十五条を中心として団体法に対する賛否が強く分れておるわけなのであります。従いましてただしておきたいことは、この委員会において五十五条改正の有力な意見が出、あるいはまた野党、緑風会等より五十五条の排除または修正を含むところの修正案が強く出たような場合に、この団体法の成立の一日も早きことを望んでおる岸首相といたしましては、現実の問題として、この修正案に耳を傾ける用意ありやいなや、これは政府を代表する首相としてはもちろんのこと、与党総裁としてこの問題についての基本的態度をお尋ねしておきたいと思ひます。これは仮定の事実でなくして、私も社会党といたしましては、午後正式に参議院社会党の立場から、自民党に対しまして、本案に対する修正意見が一応まとまつたので、提示したいと考えておるのであります。従いまして自民党総裁として、かつ首相として、この五十五条の排除ないしは修正を含む修正案等が出た場合においては、政府はいかなる態度をとらん

とするものであるか、しかも、この団体の早期成立を期待する政府として、これに対して、五十五条の修正を強く要求する態度とが対抗いたしましたときには、せっかく参議院の国会の運営の正常化が叫ばれておる際に、混乱すらも予想されることも考える場合において、首相としては、この問題について、総裁としての立場からも、いかなる基本的態度と信念を持たれるか、特に社会党を代表して、私はこの一点を念を押しておきたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) 先ほど来私もこれは政府の首班としてのみならず、私の属しております自由民主党の総裁としても同じ意見であります。政府といたし、またわが党としては、あくまでも五十五条を衆議院の修正の通りの原案でぜひ成立せしめたいというのが、一念でございます。もちろん、国会において、あるいは参議院の委員会におきまして、多数でもつてきまる何に對して、政府がこれこれ申し上げる筋はございませぬけれども、私自身の願ひとしては、今申し上げるように、ぜひこれは本法の眼目の点であるがゆえに、衆議院の修正案通りの原案において成立しますように強くお願いをしてゐるわけでございます。

○委員長(近藤信一君) これにて暫時休憩いたします。

午後一時九分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和三十一年十一月九日印刷

昭和三十一年十一月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局